

令和8年度 兵庫県地域活性化雇用創造プロジェクト  
「デジタル・トランスフォーメーション (DX) 実践・人材育成事業」  
メニュー型 DX 研修募集要項

【事業目的】

デジタル技術を最大限活用し企業活動の業務プロセスやビジネスモデルの改革等を実現するデジタル・トランスフォーメーション（以下 DX と略す）は、企業の存続と成長に必要な不可欠であり、企業が効率的に DX に取り組むためには、DX を理解し、企業活動に活かす能力を持つ企業内 DX 人材の育成が重要な課題となっています。

本事業における「メニュー型 DX 研修」では、

- (1) 研修の開催にあたっては、DX 人材の育成教育、DX 人材育成につながる企業支援業務、等の DX 研修を、研修事業者からの提案に基づき審査を経て NIRO が DX 研修メニューとして登録・公開します。
- (2) 研修の受講にあたっては、兵庫県内の対象事業者に (1) の DX 研修メニューの中から企業ニーズに応じて DX 研修を選択・受講申請して頂き、審査を経て採択した受講申請について、NIRO がメニューの当該研修を実施（請負契約により研修事業者に外注）し、採択した企業に受講していただきます。

本事業の目的は、本事業によって採択企業の DX への取組みが活性化され、兵庫県内における新たな良質な雇用を創出することにあります。本事業の効果を評価するために、研修を受講された企業および研修事業者の雇用状況調査にご協力いただきます。

なお、本募集要領で使用する用語の定義は次頁の「1.用語」にて確認ください。

本事業向けに DX 研修へのメニュー登録を希望する研修事業者は、本募集要項を熟読のうえ、必要書類を（公財）新産業創造研究機構に提出してください。

スケジュール

メニュー型 DX 研修の公募期間：	2026 年 5 月 18 日～6 月 12 日 17 時
メニュー型 DX 研修の採択・受講募集：	2026 年 6 月下旬・7 月中旬
受講企業の決定（採択）：	2026 年 8 月下旬（見込み）
メニュー型 DX 研修の実施期間：	採択日～2027 年 2 月末日

上記の募集分で予定した予算額に到達しなかった場合には、受講採択企業を保留分から追加採択する場合があります。

## 1. 用語

本要項で使用する用語について以下のように定義します。

- ・ DX： デジタル技術を前提として企業が取り組むビジネスプロセスの効率化とビジネスモデルの刷新や構築に係る取組などを言い、IoT、ICT、AI、EC、デジタル、クラウド、センサー、ロボットなどの技術の活用に加えて、5S活動やIEなど、デジタル時代に適合したものづくり力の強化の活動を包括的に含み、企業活動の高度化、スマート化、生産性向上に資するもの
- ・ DX研修： DX人材の育成教育、DX人材育成につながる企業支援業務など
- ・ DX研修メニュー： 本事業でNIROが実施可能なDX研修のリスト
- ・ NIRO： 公益財団法人新産業創造研究機構
- ・ 研修事業者： メニュー型研修を提供する企業、団体、個人
- ・ 受講企業： メニュー型研修を受講する企業

## 2. 事業の内容

本事業の内容は下記のとおりです。

支援内容	NIROが審査の上で登録したDX研修をメニューとして公示し、受講を希望する企業を公募します。 兵庫県内の対象事業者に該当する企業は、自社の課題に適合したDX研修を選択して受講申請を行います。申請が採択されると、NIROが当該研修を開催し、採択された企業は研修を無料で受講できます。
受講企業	本制度の支援を受けることができるのは次の条件を全て満たす企業です。 ① DXの取組を実施、または実施予定の対象事業者であること (対象事業者の定義は表1を参照) ② ひょうご次世代産業DX導入・人材育成プロジェクトに参加していること (申請時に参加登録することが可能です) ③ <u>NIROが実施する雇用状況の調査に協力すること</u>

表1 「ひょうご次世代産業DX導入・人材育成プロジェクト」の対象事業者

対象事業者	対象業種に該当し、良質な雇用を創出するため事業拡大を目指す兵庫県内に事業所を有する事業者
対象業種	「製造業」および、 製造業のDX等を支援する「情報通信業」

メニュー登録可能な DX 研修の要件

<p>研修の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象事業者（表 1 記載）を対象とした研修であること</li> <li>・ 研修の内容は DX 研修（用語欄）を参照のこと 例えば以下のような教育や企業支援をいう <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ デザイン思考、UX・CX デザインに関する研修</li> <li>✓ IT の活用による部門改革、生産改革に関する研修</li> <li>✓ IoT・AI の導入、活用に関する研修</li> <li>✓ IoT データの収集、分析に関する研修</li> <li>✓ 生成 AI の活用と生成 AI アプリケーションの構築と実装の研修</li> <li>✓ 生産管理システムの導入による生産性の向上に関する研修</li> <li>✓ 改善活動のデジタル化に関する研修</li> <li>✓ 5 軸加工機の高度な活用に関する研修</li> <li>✓ ロボットの現場活用に関する研修 など</li> </ul> </li> </ul>
<p>メニュー登録の要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修の内容が申請書類で明確に理解できること （研修の目的、内容、時間、場所、受講者のレベル など）</li> <li>・ 本事業において実施する研修として目的、内容がふさわしいこと</li> <li>・ NIRO からの請負契約に基づく外注により、研修の企画、講師の手配、会場や通信環境 など研修実施に関わる全ての業務が実施可能であること</li> <li>・ 対象事業者の顕在化したニーズが認められること</li> <li>・ 研修費用が、人件費とそれ以外の事業費に区分して見積もられていること(以下参照)</li> <li>・ 研修費用が実施内容に対して合理性のある額と判断できること</li> <li>・ 人件費のうち、準備費用は研修費用全体の 10% 以下とする。</li> <li>・ <u>研修費用は 1 件について、1 社のみを対象とするプライベート研修の場合、800 千円（税別）以下であること、集合研修の場合は 1400 千円（税別）を上限とすること</u></li> <li>・ 研修事業者が、申請した研修の指導能力を有していること</li> <li>・ 研修事業者が本事業の発注先としてふさわしいと判断できること</li> </ul>
<p>DX 研修において見積額含めることが可能な費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費： 研修実施に必要な講師やアシスタントの人件費</li> <li>・ 事業費： 人件費以外の DX 研修実施に必要な費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 研修や支援で使用する IT 機器、IT ソフト、ロボット、研修機器、サービスの利用料（研修事業者が提供するもの）</li> <li>✓ DX 研修実施に必要な外注費用</li> <li>✓ DX 研修で使用するテキスト、書籍、資料代</li> <li>✓ DX 研修に必要な消耗品費、部材費</li> <li>✓ DX 研修を開催する会場費</li> <li>✓ DX 研修実施に必要な移動交通費</li> </ul> </li> </ul>
<p>DX 研修において見積額に含めることができない費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 時間あたりの費用が 25,000 円（税別）を超える高額な人件費</li> <li>・ 受講企業の人件費</li> <li>・ 受講企業への研修、支援の域を超える物品や役務提供（例えば、教材の域を超える機器、ソフトの提供、ソフト開発、設計図やプログラム、役務の提供 など）</li> <li>・ 受講企業の業務に使用する IT 機器、IT ソフト、ロボット、研修機器</li> </ul>

	<p>の費用やサービスの利用料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受講企業の交通費（但し、最寄り駅から研修会場までの研修事業者の社用車などによる送迎は除く）</li> <li>・ 飲食、宿泊などの提供に係る費用</li> </ul>
留意事項	<p>DX 研修は NIRO が研修事業者に請負契約で外注することで、NIRO が主催し実施します。したがって、研修事業者が開催する一般の研修コースに他の受講者に混じって受講企業が参加する場合には、DX 研修とは認められません。（メニュー登録できません）</p> <p>但し、研修事業者の開催する一般の研修コースであっても、NIRO 主催事業として受講企業のみが参加する場合は DX 研修として登録可能です。また DX 研修の実施にあたり、そのカリキュラムの一部として、研修事業者の開催する一般の研修コースを組込むことは可能です。</p> <p>DX 研修の実施中は、原則的に NIRO が主催者として立会いたします。</p>
その他	<p>本事業の枠外で、研修事業者と受講企業が本事業に関連する商取引を行うことが可能です。例えば、以下のようなケースです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修実施場所の制約から、昼食や宿泊の手配を研修事業者が行うことが合理的な場合</li> <li>・ DX 研修で使用する機器やソフトまたはサービスであって、研修後に受講企業の業務で使用する物</li> </ul>

### 3. 事業の流れ（2026 年度メニュー型 DX 研修のフロー図 参照）

自社が実施する研修を NIRO の DX 研修のメニューに登録することを希望する研修事業者は、メニューの登録申請を行います【①】。

登録申請が審査会によって採択された場合、NIRO から研修事業者へ通知【②】した後、研修メニューに登録し、NIRO のホームページなどでメニューを公示します【③】。

メニュー型 DX 研修の受講を希望する対象事業者は、公示された DX 研修メニューの中から、自社の課題に合致した DX 研修を選択して受講申請を行います【④】。

メニュー型 DX 研修の受講申請が、NIRO の審査会で採択が決定した場合、NIRO から受講申請企業へ通知するとともに、研修事業者へ受講企業の情報を連絡します【⑤】。

研修事業者は通知を受けた受講企業と日程調整などを行い、研修計画を確定し、研修計画書・見積書を NIRO に提出します【⑥】。

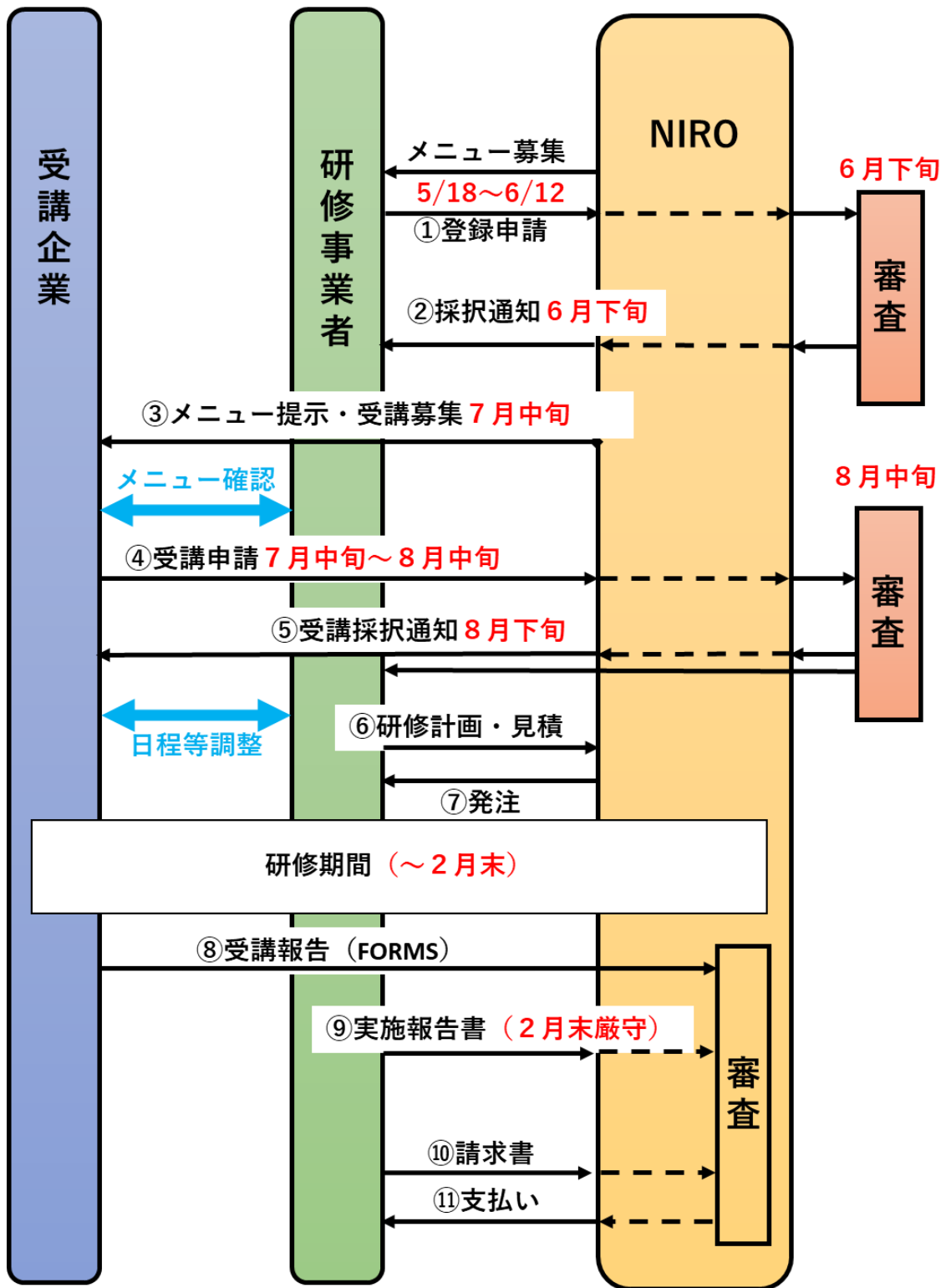
これを受けて NIRO が当該 DX 研修を研修事業者へ発注【⑦】した後には研修が開始可能となり、研修を受講することができます。

研修がすべて完了した時点で、受講企業が「受講報告（FORMS）」【⑧】を、研修事業者が「研修実施報告書」【⑨】をそれぞれ NIRO に提出します。

これら報告書の提出を受け、書類および必要に応じて実施状況を調査し、研修が適正に実施されたことを確認した後に請求書を提出【⑩】、研修費用を研修事業者へ支払います【⑪】。

※2026 年度は研修実施報告書を 2027 年 2 月末日までに提出いただく必要があります。

## 2026年度メニュー型DX研修のフロー



## 4. 手続き

### (1) メニュー型 DX 研修の研修メニューへの登録申請

メニュー型 DX 研修の研修メニューの登録を希望する研修事業者は、最初に FORMS(<https://forms.cloud.microsoft/r/XZSHjNPAtH>)にて「研修事業者登録申請」を送付いただきます。

申請が受理されますと、申請様式と提出フォルダを含む共有フォルダへの URL を個別に発行いたしますので、<様式ファイル>をダウンロード・ご記入の上、以下の<提出ファイル>をすべて提出フォルダにアップロードしてください。

<様式ファイル>

- ① 1\_研修メニュー登録書【会社名】\_メニューNo.xlsx (様式 1)
- ② 2\_誓約書【会社名】.docx (様式 2)

<提出ファイル>

- ① 1\_研修メニュー登録書【会社名】\_メニューNo.xlsx
- ② 2\_誓約書【会社名】.docx
- ③ 会社案内等研修事業者の概要が判る資料
- ④ メニュー型 DX 研修の具体的内容を示す資料
- ⑤ メニュー型 DX 研修と同一または類似研修の実施実績を示す資料
- ⑥ メニュー型 DX 研修の見積書（事業費と人件費に分けて見積もること）
- ⑦ メニュー型 DX 研修の金額の妥当性を示す書類、資料（以下の例を参考に準備）
  - 研修事業者のカタログ、価格表、印刷物、HP など刊行物に記載された金額を根拠として、合理的計算により、見積金額が研修事業者の一般的な価格に比して同等以下であることを示す。
  - 研修事業者が他社向けに実施した同等又は類似の研修を実施した実績がある場合、その実績金額を根拠として、合理的計算により、見積金額が研修事業者の他社向けの価格に比して同等以下であることを示す。
  - 業界の一般的水準を示すカタログ、価格表、印刷物、HP など刊行物に記載された金額を根拠として、合理的計算により、見積金額が研修事業者の一般的な価格に比して同等以下であることを示す。
  - 研修事業者の人件費単価（根拠が提示可能なもの）や DX 研修実施に必要な調達、外注品等の価格（根拠を提示可能なもの）から積算した価格に対して、同等以下であることを示す。

### (2) メニュー型 DX 研修の研修メニュー登録審査

- ① NIRO が設置する審査会において審査を行い、メニュー登録の可否を決定します。
- ② 審査する項目は下記のとおりです。
  - ・ 研修の内容が申請書類で明確に理解できるか  
(研修の目的、内容、時間、場所、受講者のレベル)
  - ・ DX 研修としての要件を満たしているか

(3) 研修メニュー登録通知

採択された研修事業者には、申請したメニュー型 DX 研修の研修メニューの登録審査の結果を通知し、採択されたメニューを NIRO のホームページに公開します。

(4) メニュー型 DX 研修の受講申請、審査、採択

研修メニューとして公開されたメニュー型 DX 研修の受講を希望する対象事業者（受講申請企業）は研修事業者に問い合わせるなど、当該研修の目的、内容、日程、対象者のレベル等が自社のニーズに合致していることを確認した上で、DX 研修受講申請（FORMS）により NIRO に受講申請を行います。

申請期間の終了後、NIRO は審査会による審査を行い、この中から採択した受講申請企業に採択を通知します。採択された受講申請企業を以後受講企業と呼びます。

(5) メニュー型 DX 研修の実施

研修事業者は受講企業と協議を行い、研修の実施日程、場所などの詳細を決定した上で、NIRO に「見積書」および「研修計画書」をご提出いただき、NIRO から発注書を発行します。DX 研修の発注を受けた後に「研修計画書」に記載した内容に従い、メニュー型 DX 研修を実施してください。

研修終了後、受講企業が送付した受講報告をすべて確認の上、メニュー型 DX 研修実施報告書を、2027 年 2 月末日までに NIRO に提出してください。

(6) 研修の未実施・中止および内容変更について

- ① 採択後やむを得ず、メニュー型 DX 研修の実施内容の変更が生じた場合には、速やかに NIRO に連絡を取ったうえで、研修事業者は「DX 研修実施内容変更承認申請」を提出して NIRO の承認を受けてください（厳守）。
- ② 採択後にメニュー型 DX 研修が実施できなくなった場合には、速やかに NIRO にその旨をご連絡の上、受講企業と研修事業者が協同で「DX 研修遂行困難状況報告書」を提出し、NIRO の承認を受けてください。
- ③ メニュー型 DX 研修を中止した場合、発生する研修費用については、NIRO は一切負担いたしません。また、メニュー型 DX 研修を変更した場合における NIRO の負担可能額は、NIRO が決定します。これを超える研修費用については、NIRO は一切負担いたしかねますので、受講企業と研修事業者で協議し、負担割合を決定してください。

(7) 事業の実施報告

研修事業者はメニュー型 DX 研修実施終了後 2 週間以内かつ、2027 年 2 月末日までにメニュー型 DX 研修実施報告書を NIRO に提出し、NIRO 側での承認通知を受け、メニュー型 DX 研修の請求書を提出してください。

<実施報告に必要な書類>

- ・ メニュー型 DX 研修実施報告書（研修事業者作成）
- ・ メニュー型 DX 研修請求書（研修事業者）
- ・ メニュー型 DX 研修受講報告（FORMS で受講企業が提出、研修事業者に提示）

※研修事業者は受講者全員の受講報告の提出が完了したことを NIRO からの提示によって確認した後、研修事業者の研修実施報告書を提出してください。

#### （8）審査と研修費用の支払い

- ① メニュー型 DX 研修実施報告書および受講報告を受領後、書類の審査および必要に応じて実施内容の調査を行い、実施内容がメニュー型 DX 研修の登録申請と受講申請内容に適合しているかを審査します。
- ② 適合と判断した場合は、メニュー型 DX 研修請求書に基づき請求金額を支払います。
- ③ 適合しないと判断した場合、契約金額の減額を求める場合があります。この場合は、NIRO が減額した契約金額を決定、研修事業者に通知し請求書の再提出を求め、再提出を受けた請求書に基づき請求金額を支払います。
- ④ また研修業務の遂行上、不適切な事項が認められた場合、支援を取り消す場合があります。

#### （9）留意事項

- ① 研修事業者が複数のメニュー型およびオーダーメイド型 DX 研修を本事業により受注することは可能です。ただし、オーダーメイド型およびメニュー型 DX 研修を合算した研修事業者向けの発注金額の総額に上限を設ける場合があります。また、その上限は、研修事業者の所在地（兵庫県内、県外）、中小企業該当否、業種、雇用の状況により一様でない場合があります。
- ② メニュー型およびオーダーメイド型 DX 研修の実施にあたっては、実施可能な全体、研修分野別、および個別の研修に配分可能な予算に上限を設定する場合があります。
- ③ ①②に記載の上限額などについては、審査会にて決定します。上限額に到達した場合には、受講申請の受付を停止するなどの処置を行います。
- ④ 受講企業が不適切な受講申請、その他申請条件への違反等の事情が受講決定後に判明した場合には、受講決定を取り消します。また、DX 研修実施費用を支払い済みの場合には、費用の返還を求める場合があります。この際に生じる損害の負担については、受講企業と研修事業者間で決定いただくものとし、NIRO は一切の費用負担はいたしません。
- ⑤ 受講企業および研修事業者には、NIRO が実施する雇用調査への協力を必須とします。調査では、兵庫県内の事業所における雇用者についての入社時の年齢、職種、勤務地、生年月日、雇用条件などを報告いただきます。

## 5. お問い合わせ先

(公財) 新産業創造研究機構 技術支援部門 DX・ロボット部

担当：宇野（うの）、鷺尾（わしお）、堀部（ほりべ）

TEL：078-306-6801 Email：DX-kensyu@niro.or.jp

※申請書類の記入方法や、申請するメニューの内容などについて、個別で事前にご相談  
対応もできます。ご希望の場合は、上記メールアドレスまでご連絡ください。

以上